

平成19年 6月29日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

長時間労働者に対する医師による面接指導の実施にあたって (お願い)

昨年4月1日より施行された労働安全衛生法の一部改正により、長時間の時間外労働に従事した労働者に対し、医師による面接指導を実施するよう定められました。

これを受け、福岡県教育委員会においても法改正の趣旨に則り、長時間の時間外労働に起因する職員の健康障害を防止するため、下記のとおり医師による面接指導をされており、現在全ての県立学校において委嘱している健康管理医の先生及びその他の出先機関のうち、職員数50人以上の所属において委嘱している産業医の先生による面接指導について別紙のとおり協力依頼がありましたので、貴会におかれましてもご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 実施時期

平成19年度中から実施予定

2. 対象者

次のいずれかに該当し、かつ受診を希望する者

- ① 時間外労働時間数が1月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる職員
- ② 時間外労働時間数の把握が困難な職員又は、①の時間数に満たない職員で、疲労の蓄積又は健康上の不安のある職員

3. 面接指導を実施する医師

県立学校…健康管理医

産業医を選任している事務局等出先機関…産業医

その他…総務課長が指定する医師

4. その他

- (1) 面接指導の実施につきましては、健康管理医及び産業医の職務の一部として位置付けることとします。
- (2) 実際に面接指導を実施する際には、実施日程等について事前に健康管理医及び産業医と十分調整し、支障のないよう配慮します。
- (3) 健康管理医及び産業医の都合により、日程の調整が困難な場合には、別途教育委員会にて面接指導を実施するよう対応します。



小郡三井医師会より

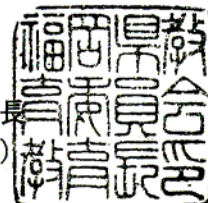
担当理事 福富稔明・毛利康茂

19教総第58号

平成19年4月5日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県教育委員会教育長
(総務課福利・法人班)



長時間労働者に対する医師による面接指導の実施に当たっての御協力のお願い

本県教職員の健康管理の推進につきましては、日頃より御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、昨年(平成18年)の4月1日から施行された労働安全衛生法の一部改正により、長時間の時間外労働に従事した労働者に対し、医師による面接指導を実施するよう定められました。

福岡県教育委員会としても、法改正の趣旨に則り、長時間の時間外労働に起因する職員の健康障害を防止するため、下記のとおり医師による面接指導を実施することを検討しております。

つきましては、現在全ての県立学校において委嘱している健康管理医の先生及びその他の出先機関のうち、職員数が50人以上の所属において委嘱している産業医の先生による面接指導の実施をお願いしたいと存じます。何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 実施時期

平成19年度中から実施予定

2 対象者

次のいずれかに該当し、かつ受診を希望する者

- ① 時間外労働時間数が1月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる職員
- ② 時間外労働時間数の把握が困難な職員又は、①の時間数に満たない職員で、疲労の蓄積又は健康上の不安のある職員

3 面接指導を実施する医師

県立学校…健康管理医

産業医を選任している事務局等出先機関…産業医

その他…総務課長が指定する医師

4 その他

- (1) 面接指導の実施につきましては、健康管理医及び産業医の職務の一部として位置付けることとします。
- (2) 実際に面接指導を実施する際には、実施日程等について事前に健康管理医及び産業医と十分調整し、支障のないよう配慮します。
- (3) 健康管理医及び産業医の都合により、日程の調整が困難な場合には、別途教育委員会にて面接指導を実施するよう対応します。

面接指導実施フロー図

